



令和7年12月以降の受診について



令和7年12月1日をもって、健康保険証が使用できなくなりました。
 令和7年12月2日以降は、マイナンバーカードに健康保険証を利用登録した「マイナ保険証」を提示してご受診ください。
 マイナポータルで「健康保険証」の項目から連携させてください。

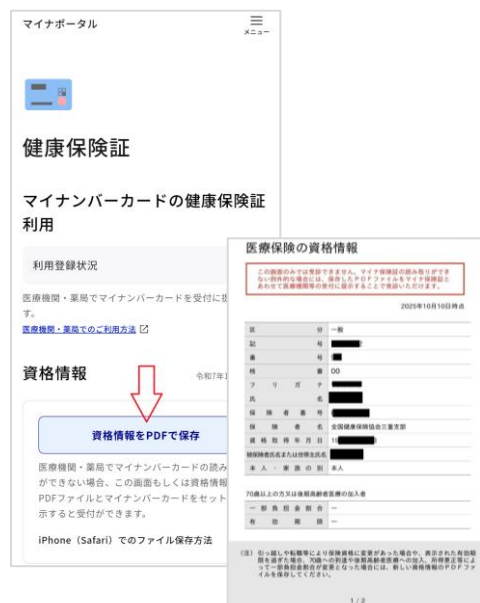


「みんなで保健室」で保険診療をご利用いただくために

マイナンバーカード(マイナ保険証)をご利用の場合

マイナポータルアプリで「資格情報をPDFで保存」のボタンを押してダウンロードしたPDFデータをご登録いただきます。

会員登録時に、健康保険証の画像を登録いただいた方 画像からPDFデータに差し替えていただく必要があります。



「資格情報」のデータを【データ便】▼からアップロードして下さい。
 (下記【データ便】を開く、のリンクから送信)

【データ便】を開く

※別ウインドウが開きます。スマートフォンで操作中の方はご注意ください。

70歳以上の方

高齢者受給者証の画像をアップロードしてください。
 マイナ保険証の場合はマイナポータルからダウンロードしたPDFに「高齢者受給者の情報」の項目が含まれている事をご確認下さい。

マイナ保険証をご利用でない場合

資格確認証(黄色いカード)の画像を登録してください。



参考:厚生労働省「マイナンバーカードの健康保険証利用方法」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40391.html

マイナンバーカードの健康保険証利用登録(マイナポータル)
<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001592012.pdf>